

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月三日から適用する。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇百二十八 (略) 百二十九 (略) 百三十 チェストベリー乾燥エキス 百三十一 (略) 百三十二〇百六十九 (略) (略)</p>	<p>改正後</p>
<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇百二十八 (略) 百二十九 タンニン酸アルブミン (新設) 百三十 チオコナゾール 百三十一〇百六十八 (略) (略)</p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)